

第1章 計画策定の沿革と目的

1-1 計画策定の沿革

伊豆の国市内の中央を縦断する狩野川右岸、守山に隣接する地域には、史跡願成就院跡（昭和48年2月14日指定）、史跡伝堀越御所跡（昭和59年10月8日指定）、史跡北条氏邸跡（円成寺跡）（平成8年9月5日指定）の3史跡が立地する。これらの史跡は、隣接し、互いに密接に関連することから、「守山中世史跡群」と呼称し、平安時代末期から戦国時代に至る中世社会の歴史の変遷を示し、日本中世史の始まりの地として重要な地区として位置づけ、保存・活用の手法を探ってきた。この成果が『葦山町史跡整備基本構想Ⅰ』（以下、『基本構想Ⅰ』平成9年）、『守山中世史跡群整備基本計画』（以下、『基本計画』平成14年）である。とくに『基本計画』は、史跡の環境整備、活用を目的とし、3史跡のみならず、周辺の文化財、中世石造物、守山や狩野川等の自然環境等を総括的に捉え、守山の歴史的景観に価値を見出そうとした試みであった。

その後、『基本計画』を引き継ぐ形で『伊豆の国市歴史文化基本構想』（平成26年3月）が策定され、「日本中世史の原点としての誇りの地—北条氏・堀越公方の遺産—」の保存活用のテーマを掲げる重点区域「守山区域」が設定された。

「守山中世史跡群」については、保存活用計画が未策定であり、史跡の本質的価値の位置づけを踏まえた、保存・整備・活用方針を定め、3史跡の保存活用方針である「史跡願成就院跡・史跡伝堀越御所跡・史跡北条氏邸跡（円成寺跡）保存活用計画」（以下、本計画）を策定する。



図1-1 史跡群の位置（国土地理院発行「数値地図25000」に加筆）

1-2 計画の目的

史跡願成就院跡、史跡伝堀越御所跡、史跡北条氏邸跡（円成寺跡）の3史跡の学術・歴史的価値を踏まえた、適切な保存、整備、活用を図るため、以下の3点を策定目的とする。

- ①史跡願成就院跡、史跡伝堀越御所跡、史跡北条氏邸跡（円成寺跡）の3史跡の多様な価値に即した保存活用方針の明示
- ②3史跡内の所有権・財産権を尊重し、現状変更の取り扱い基準を明確にした保存管理方針の明示
- ③諸法令と整合・連携した、史跡群周辺環境の整備方針の確認

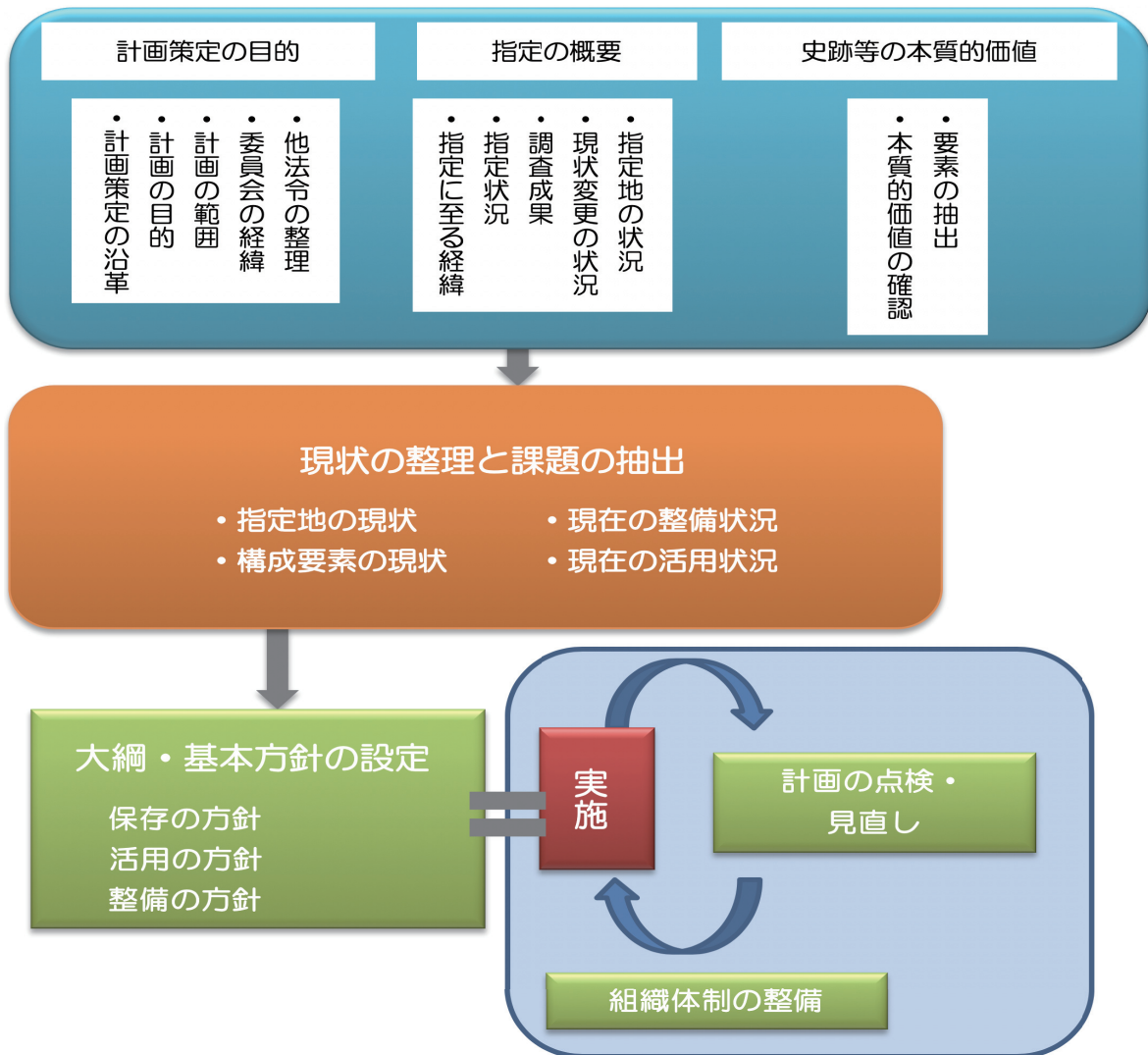


図1-2 保存活用計画の構成

1-3 保存活用計画の構成

本計画の対象とする区域は、史跡願成就院跡、史跡伝堀越御所跡、史跡北条氏邸跡（円成寺跡）の指定範囲が中心となる。

しかし、守山周辺地域には、関連する遺跡、石造物等、多くの歴史的資産が所在している。よって、3史跡をよりよい状態で保存し、活用していくためには、これらの周辺に点在する多くの歴史的資産と一体的に史跡の保存活用計画を策定することが必要である。

そこで、本計画では、史跡の構成要素を整理するとともに、周辺地域の文化財についても言及し、一体的な保存活用の手法を検討する。

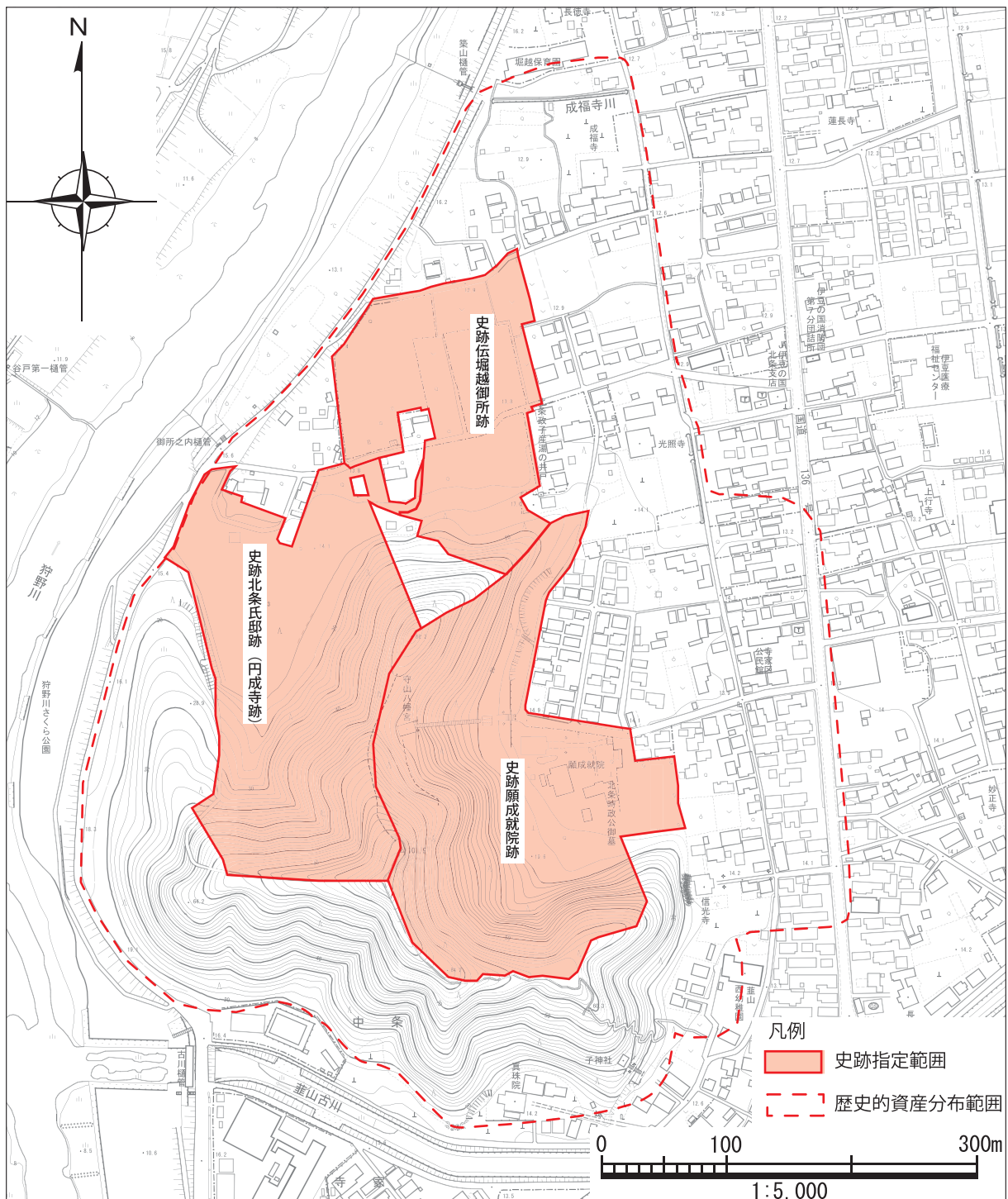


図1-3 計画の対象とする区域

1-4 計画策定委員会の設置、経緯

(1) 委員会の設置

本計画策定にあたっては、学識経験者、地元関係者から構成される「守山中世史跡群保存活用計画策定委員会」（以下、「委員会」）を設置し、協議を進めた。

表1-1 守山中世史跡群保存活用計画策定委員会（平成29・30年度）

	氏名	所属等	備考
委員長	家永 遵嗣	学習院大学	日本中世史
副委員長	萩原 三雄	帝京大学大学院	考古学
委員	藤澤 良祐	愛知学院大学	考古学
委員	高瀬 要一	琴ノ浦温山荘園	史跡整備、庭園史
委員	尼崎 博正	京都造形芸術大学	庭園史
委員	渡辺 満	寺家区代表	地元区代表
委員	川口 正晴	四日町区代表	地元区代表
委員	三枝 諭	中條区代表	地元区代表
委員	小崎 祥道	宗教法人願成就院住職	史跡内土地所有者
委員	木内 久見	宗教法人守山八幡宮氏子総代	史跡内土地所有者
オブザーバー	山田 啓子	静岡県教育委員会文化財保護課	

事務局：伊豆の国市教育委員会文化財課

(2) 検討の経過

表1-2 守山中世史跡群保存活用計画策定委員会の開催経過

回	開催日	場所	検討内容
第一回	平成29年 11月10日	菰山文化センター 研修室	<ul style="list-style-type: none"> 委嘱状交付 保存活用計画の策定目的、内容、事業計画について 3史跡の現状、課題について
第二回	平成30年 3月23日	菰山文化センター 研修室	<ul style="list-style-type: none"> 保存活用計画の対象範囲について 史跡および周辺の現状、課題について 史跡の本質的価値と構成要素について
第三回	平成30年 6月22日	菰山文化センター リハーサル室	専門員会 <ul style="list-style-type: none"> 計画、策定範囲、本質的価値と構成要素について 保存管理に関するゾーニングについて
第四回	平成30年 9月14日	菰山文化センター 映像ホール	<ul style="list-style-type: none"> 保存管理について
第五回	平成30年 12月21日	菰山文化センター 映像ホール	<ul style="list-style-type: none"> 現状変更の取扱方針について 活用の方法について 整備方針、整備ゾーニングについて

(3) 地域住民の合意形成の経過

「委員会」において原案策定後、本計画区域に関係する3地区に対し説明会を行い、その後、伊豆の国市役所内部の検討を経て、令和元年7月1日から7月16日まで市民対象にパブリックコメントを実施したが、意見提出はなかった。

表1-3 地域住民への説明の経過

開催日	対象	主な質問	回答
平成31年 2月14日	四日町区	・史跡指定区域外の文化財保護法の規制について質問があった	周知の埋蔵文化財包蔵地の場合、法93条届出が必要
平成31年 2月15日	中條区	・守山中世史跡群の歴史的価値に関する質問が多く寄せられた	調査研究を継続する
		・歴史的価値を普及することによって、史跡群保護の精神が芽生えるという意見があった	普及啓発事業を実施する
平成31年 2月19日	寺家区	・この地域に史跡群がある理由や政治・文化の拠点であった理由の提示が必要	調査研究を行い明らかにする
		・看板の表記内容に統一性がない	案内板・サインは調和のとれた整備を検討
		・歴史的資産分布範囲の根拠について	周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲を根拠としていると回答
		・史跡北条氏邸跡（円成寺跡）の整備ビジョンについて	鎌倉時代の館跡と室町時代の寺院跡の整備の両立を検討していると回答

表1-4 伊豆の国市役所内における検討

部署	検討を行った関係法令及び法令に基づく計画
都市整備部都市計画課	都市計画法、景観法、伊豆の国市屋外広告物条例 伊豆の国市都市計画マスタープラン、伊豆の国市緑の基本計画、伊豆の国市歴史的風致維持向上計画、伊豆の国市景観計画
経済環境部農業商工課	森林法、伊豆の国市森林整備計画
観光文化部観光課	伊豆の国市観光基本計画

1-5 他の計画との関係

本計画は、伊豆の国市の将来像を示した『第2次伊豆の国市総合計画』（平成29年）の具体化のための計画の一つとして位置づける。

また、『伊豆の国市歴史文化基本構想』（平成26年）や『伊豆の国市都市計画マスタープラン』（平成23年）、『伊豆の国市歴史的風致維持向上計画』（平成30年）等の関連計画及び、本計画に先行して策定された『基本構想Ⅰ』、『基本計画』とも整合・連携がとれたものとする。

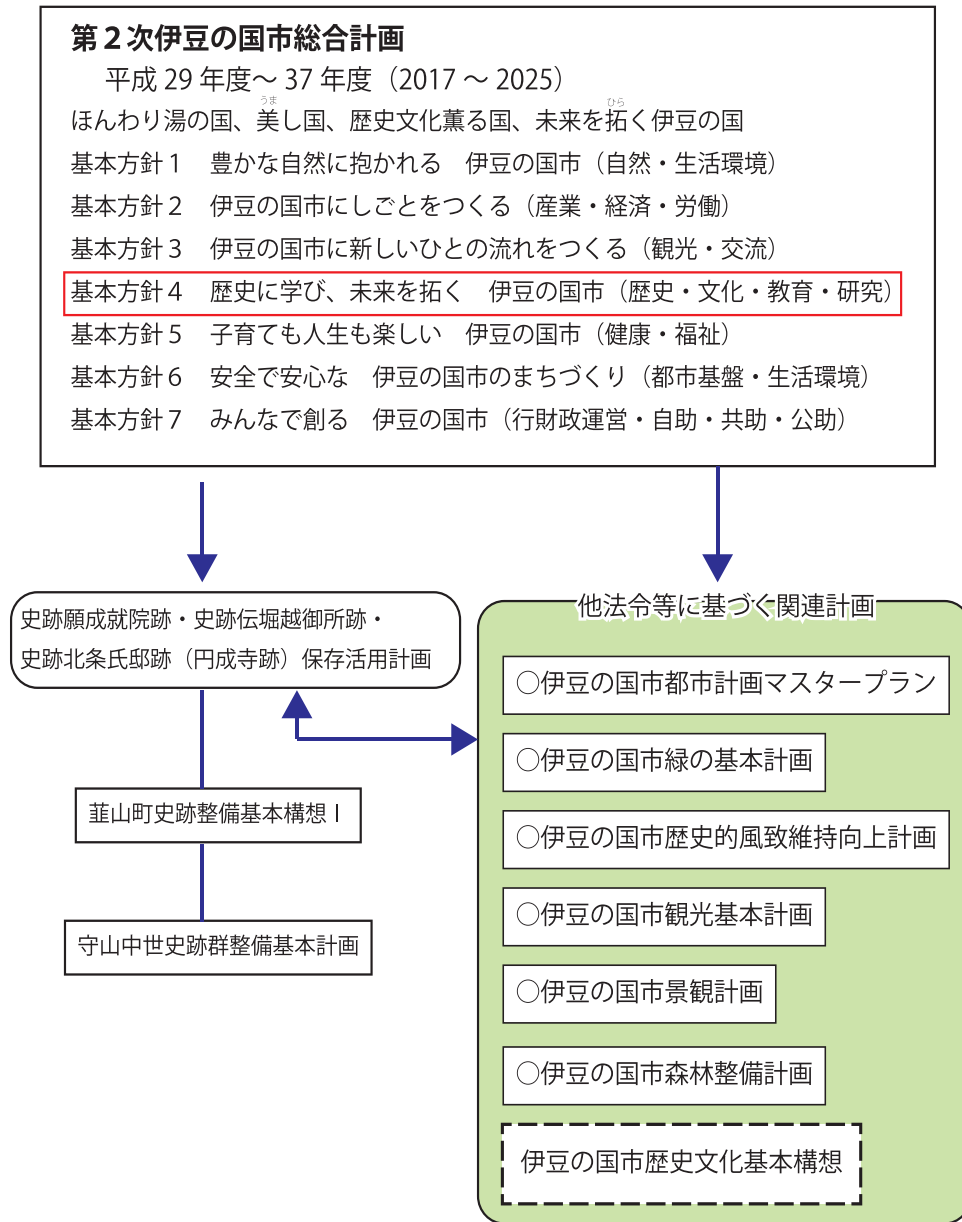


図1-4 上位・関連計画との関係